

26 外国人児童生徒への日本語教育の充実について

(文部科学省)

【内容】

- (1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援、生活適応支援の充実のため、日本語教育適応学級担当教員の加配及び語学相談員の配置に対する国の財政措置の充実を図ること。
- (2) 外国人児童生徒に対する「特別の教育課程」による日本語指導の充実のため、教員等への国による指導者養成研修の実施拡充を図るとともに地方で行う実践的研修への助成制度を構築すること。
- (3) 外国人児童生徒の学校外での日本語学習を支援する公的な仕組みを構築すること。
- (4) 保護者等外国人住民に日本語学習の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。

(背景)

- 加配教員については、平成25年度以降、定数改善が図られておらず、本県における日本語指導を必要とする児童生徒の増加に対して、必要な人數を配置することが困難であり、平成27年度は、県単独で22名を措置したところである。平成28年度以降も日本語指導を必要とする児童生徒の増加に応じて増員が必要である。
- 本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、平成26年度調査において、6,373人と全国でも突出している。近年の増加傾向の中で、外国人児童生徒の多国籍化とともに、定住地域が県内のほぼ全域に広がっており、本県では、外国人児童生徒の母語指導ができる語学相談員を3言語、11名配置している。今後さらに国際化が進展する状況において、外国人児童生徒へのきめ細かな学習及び学校生活適応の支援を充実するためには、人的配置に対する財政措置が必要である。
- 平成26年4月に学校教育法施行規則が改正され、日本語の能力に応じた「特別の教育課程」の編成が求められている。日本語指導の先進的な取組や外国人児童生徒へのきめ細かな支援体制について教員等が情報共有するため、国による指導者養成研修の実施拡充が必要である。また、本県において日本語指導を学校現場に浸透させていくことを目的とした実践的研修を行うために、助成制度の構築が必要である。

- 外国人児童生徒が学年相当の学力を身に付けるためには、学校外においても継続的に学習を支援する取組が必要であるが、外国人住民が日本語を学習するための機会を提供する公的制度は未だ構築されていない。本県においてはプレスクールの普及説明会の実施や地域のNPO団体等が実施する日本語教育に対する支援を実施しているが、国においてもこうした学校外での日本語教育支援のための財政措置を拡充する必要がある。
- 外国人の子どもの教育の問題を解決するためには、保護者にも、一定以上の日本語能力が求められる。学習者の国籍の多様化、居住地域の散在化が進む中、ボランティアに依存する現在の体制では学習機会の提供に限界があることから、外国人住民が日本語を学習するための公的な学習機会の構築が求められている。

(参 考)

1 本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移

(平成26年5月1日現在、単位：人)

年度	学校数	小学生数	学校数	中学生数	学校数※	高校生数等※	合計
平成19年度	420	3,853人	191	1,083人			
平成20年度	448	4,372人	203	1,366人	25	106人	5,844人
平成22年度	448	4,081人	213	1,427人	26	115人	5,623人
平成24年度	422	4,072人	199	1,613人	27	193人	5,878人
平成26年度	445	4,379人	225	1,769人	29	225人	6,373人

2 本県の日本語指導が必要な母語別外国人児童生徒数(小中学校)

(平成26年5月1日現在、単位：人)

区分	ポルトガル	スペイン	フィリピン	中国	英語	韓国・朝鮮	その他	合計
小学校	2,089	575	866	467	83	70	229	4,379
中学校	883	213	370	193	12	31	67	1,769
合計	2,972	788	1,236	660	95	101	296	6,148
	48%	13%	20%	11%	2%	2%	4%	100%
H24調査との増減	-45	+44	+236	+133	+26	+27	+42	+463

出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

※ 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

3 平成27年度愛知県語学相談員の配置状況

※()は平成26年度配置人数

ポルトガル語対応語学相談員 4名(4名)

スペイン語対応語学相談員 5名(2名)

フィリピノ語対応語学相談員 2名(新規) 計 11名